

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	松戸市 地方税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

松戸市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和2年7月10日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容 ※	<p>1. 事務の目的 松戸市(以下「本市」という。)は、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(以下「市税」という。)の適正かつ公平な課税及び収納を行うため、地方税に関する事務を(1)課税事務、(2)収納管理事務、(3)滞納整理事務、(4)宛名管理事務に分けて行っている。</p> <p>2. 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)をいう。以下同じ。)による地方税に関する事務全体の概要は、以下のとおりである。 (1) 課税事務 納税義務者からの申告・届出・申請や登記所からの通知及び調査を基に課税を行う。 (2) 収納管理事務 納税管理、納税義務者への還付等を行う。 (3) 滞納整理事務 納期限内に納付がない者への督促状の発送等、滞納整理を行う。 (4) 宛名管理事務 納税義務者等の宛名管理を行う。</p> <p>3. 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 (1) 納税義務者からの申告・届出や申請を受け付け、確認する。また、税務署・年金保険者・企業・他自治体からの申告情報を取得する。 (2) 納税義務者からの情報により、控除・減免等を確認する。 (3) (2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第7号(別表第二)に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の資格を有するか確認する。 (4) 個人住民税における所得・課税情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。 (5) (1)～(3)により決定した課税内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。 (6) 納税義務者の納付(収納)情報を金融機関等から取得する。 (7) 過納付や誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知する。 (8) 納期限内に完納しない場合は、納税義務者に対して督促状・催告状を発送する。 (9) 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 (10) 健康保険システム等に所得・課税情報を提供する。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除等を算出する。 (11) 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税総合システム(税務システムと同義)
②システムの機能	<p>1. 賦課機能 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の課税データの管理、納税管理人や納付方法の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 ①各税目の納税者番号の確認・付番、②各税目の税額計算及び台帳の作成、③申告書等の情報管理、④納税者に関する基本情報や関係者情報の管理、⑤各税目の納付書や納税通知書等の帳票発行、⑥法定調査等の資料情報の管理、⑦市税に関する各種証明書の発行。</p> <p>2. 収納管理機能 市税の収納及び滞納整理データを管理し、次の機能を有する。 ①金融機関等からの入金情報の取り込み、②還付・充当情報の作成及び通知書の作成、③納付書・督促状・催告書の作成、④統計・決算情報の作成、⑤口座情報の管理、⑥延滞金・還付加算金の計算、⑦納税証明書の発行。</p> <p>3. 宛名管理機能 住民登録者及び住民登録外者の住所、氏名、送付先等の宛名情報管理。</p> <p>4. イメージファイリング機能 個人住民税の賦課根拠となる課税資料管理。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 滞納管理システム )</p>

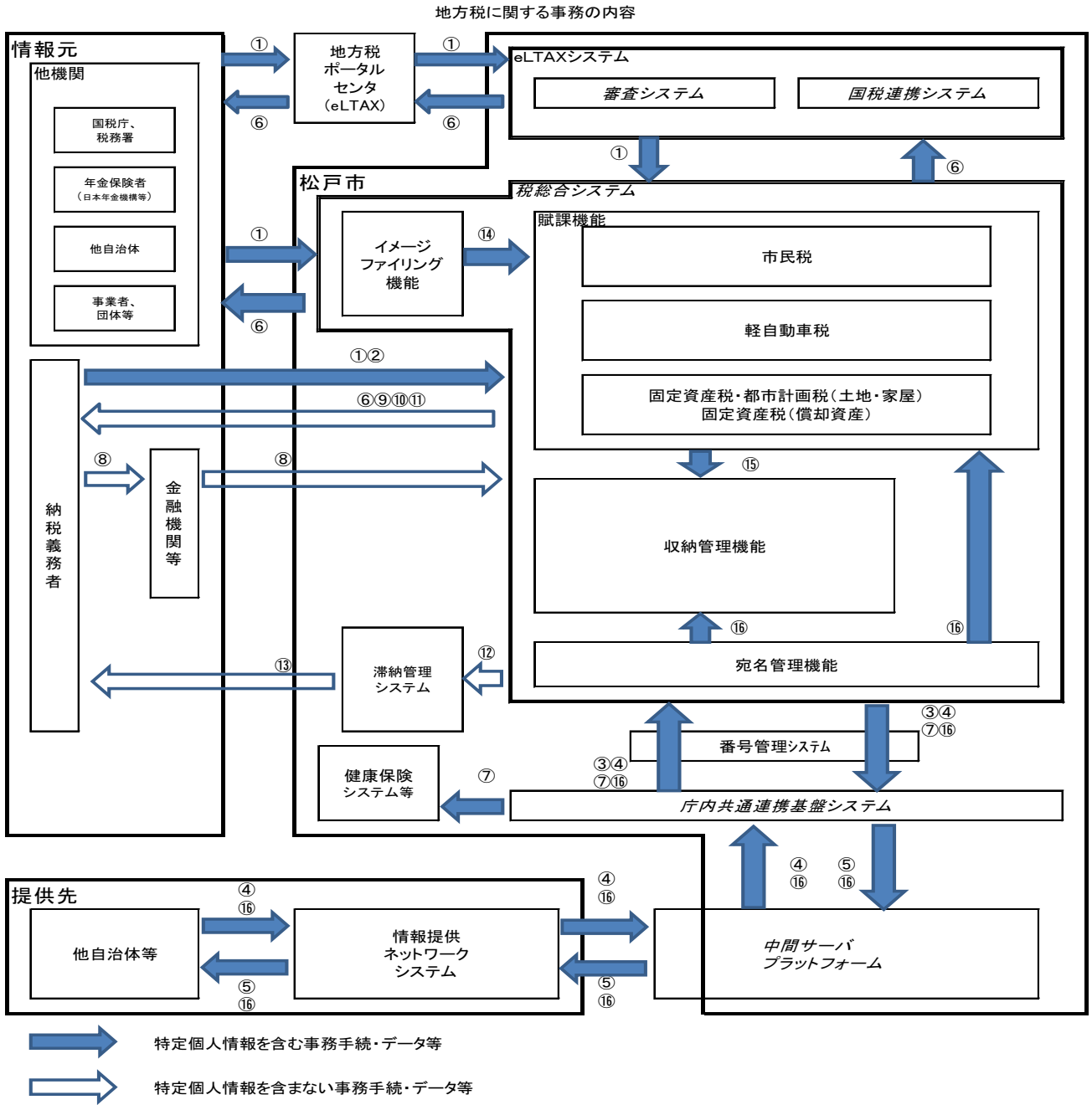
システム2	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>2. このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>3. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>4. 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。  (1) 審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等  (2) 税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: 特別徴収税額通知データ</p> <p>5. 審査システム(eLTAX)には、以下の機能がある。  (1) 個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。さらに、寄附金税額控除に係る申告特例通知(ふるさと納税ワンストップ特例通知)を他自治体から受領する。  (2) 固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。  (3) 事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>2. 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>3. 国税連携システム(eLTAX)には、以下の機能がある。  (1) 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。  (2) 他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。また、住民登録外課税通知を送付・受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )

システム4	
①システムの名称	庁内共通連携基盤システム(宛名システム等と同義)
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 庁内共通連携基盤システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>5. 権限管理機能 庁内共通連携基盤システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ O ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 中間サーバ・健康保険システム等他業務システム )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、庁内共通連携基盤システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。またセキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、庁内共通連携基盤システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化/符号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ O ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム6									
①システムの名称	番号管理システム								
②システムの機能	<p>地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号を、各業務システムからの求めに応じ、庁内共通連携基盤システムを通じて必要な場合のみ個人番号を提供する。また、個人番号を必要としない業務については、庁内でのみの連携キーである宛名番号を提供し、番号の参照経路を一元化することにより、セキュリティの強化を図る。</p> <p>番号管理システムは、以下の番号を管理する機能を持つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号 地方公共団体情報システム機構が生成した個人番号。</li> <li>2. 団体内統合宛名番号 既存業務システムが管理している送付先等の宛名情報を、中間サーバの符号及び個人番号と連携させ、個人を一意に特定するための番号。</li> <li>3. 宛名番号 庁内における各業務システムと宛名及び業務情報のひも付けのために所持する番号。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

3. 特定個人情報ファイル名	
税総合情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平かつ正確な課税に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、事務の効率化を図ることができる。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号制度の導入により、住民は社会保障分野の手続で求められている所得証明書等の添付書類の提出を省略することができる。</li> <li>・市税に関する申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合が行え、より正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能になる。</li> <li>・紙媒体での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や障害者減免を適用するための障害者手帳の提示を求めている事務等について、事務負担の軽減が図れる。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項別表第一の16の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> </ol>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報提供の根拠             <p>(1) 番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p> </li> <li>2. 情報照会の根拠             <p>(1) 番号法第19条第7号別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(27の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p> </li> </ol>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課
②所属長の役職名	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、収納課長、債権管理課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税義務者からの申告・届出や申請を受け付け、確認する。また、税務署・年金保険者・企業・他自治体からの申告情報を取得する。
- ② 納税義務者からの情報により、控除・減免等を確認する。
- ③ 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出をする。
- ④ ②について、番号法第19条第7号に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免などの資格を有するか確認する。
- ⑤ 個人住民税における所得・課税情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。
- ⑥ ①～⑤により決定した課税内容を納税義務者や年金保険者、企業、他自治体へ通知する。
- ⑦ 健康保険システム等に所得・課税情報を移転する。
- ⑧ 納税義務者は金融機関等において納付・納入する。その収納情報を金融機関等より取得する。
- ⑨ 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。
- ⑩ 過納付や誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知する。
- ⑪ 納期限内に完納しない場合は、納税義務者に対して督促状・催告状を発送する。
- ⑫ 滞納管理をするため、課税・収納情報を提供する。
- ⑬ 督促後も完納しない場合は、滞納整理をする。
- ⑭ 申告書等の画像データ情報を取得する。
- ⑮ 賦課情報を収納部門に提供する。
- ⑯ 宛名情報の取得や提供をする。



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税総合情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民登録者、住民登録外者の課税対象者及び市外在住の被扶養者
その必要性	市税の適正かつ公平な課税及び収納を行うに当たり、納税義務者等の識別に特定個人情報を使用するために必要。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するために保有。 2 連絡先等情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有。 3 業務関係情報 ・国税関係情報 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有。 ・地方税関係情報 賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有。 ・年金関係情報 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有。 ・障害者福祉関係情報・生活保護関係情報 課税事務に必要なため保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課・障害福祉課・生活支援一課・生活支援二課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、日本年金機構(公的年金等支払者) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 企業等の給与支払者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 給与支払者、公的年金等支払者 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内共通基盤連携システム、総合行政ネットワーク(LGWAN) )	
③入手の時期・頻度	<p>税目・資料種別により入手時期が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書 1月31日まで</li> <li>・事業所税の申告書 翌年の3月15日まで(個人の場合)</li> <li>・公的年金における特別徴収対象者情報の通知 5月25日まで</li> <li>・公的年金における特別徴収税額通知の処理結果通知 9月30日まで</li> <li>・所得税の確定申告書及び市民税・県民税申告書 2月16日から3月15日まで</li> <li>・法定調書情報 2月及び5月</li> <li>・償却資産申告書 1月31日まで</li> <li>・寄附金税額控除に係る申告特例通知(ふるさと納税ワンストップ特例通知) 1月31日まで</li> <li>・住民登録外課税通知 該当者が判明した場合に送付する</li> </ul> <p>なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば、随時受領している。</p>	
④入手に係る妥当性	市税の適正且つ公平な課税及び収納を行うため、納税義務者等の識別に特定個人情報を使用するために必要。	
⑤本人への明示	課税に必要な情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第442条の2及び番号法別表第2の27の項に規定されている。	
⑥使用目的 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課及び収納又は地方税に関する調査に関する事務を行うため。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑧使用方法 ※		1 課税事務 ・申告及び届出等による情報及び登録された資産の情報等から課税事務に使用する。 2 収納管理事務 ・課税情報及び納税情報等から消し込み、還付、充当等の収納管理事務に使用する。 3 滞納整理事務 ・納期限内に納付がない者への督促・催告に使用する。 4 宛名管理事務 ・納税義務者等へ通知及び連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。
	情報の突合 ※	市税の減免措置に該当するか確認するため、申告情報(国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報)と障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し、入手した情報も突合をする。
	情報の統計分析 ※	税務統計等個人番号を用いない統計分析は行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・市税の賦課決定・賦課更正 ・滞納者への督促状発送
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	税総合システム運用・保守・帳票作成・改修委託	
①委託内容	税総合システム運用・保守・帳票作成・改修委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. 基本情報③の範囲と同じ	
その妥当性	システムの運用・保守・帳票作成・改修作業を実施する際に、税総合情報ファイルを取り扱うため。	
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( サーバ室内に設置されている端末での税総合システムの操作 )	
⑤委託先名の確認方法	松戸市情報公開条例に基づく開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社アイネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約に基づき再委託等を禁止し、業務の処理を第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないと定めている。
	⑨再委託事項	一部、再委託している。
委託事項2	課税資料イメージエントリー・データパンチ業務委託	
①委託内容	給与支払報告書等の紙の課税資料を、税総合システムへ取り込めるようデータ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	課税資料に記載された者	
その妥当性	大量の課税資料を迅速に処理し、課税を行うため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 委託先とVLAN回線を開き、紙の課税資料をイメージ化して送信 )	

⑤委託先名の確認方法		松戸市情報公開条例に基づく開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		入札により決定した事業者
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	委託契約に基づき再委託等を禁止し、業務の処理を第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないと定めている。
	⑨再委託事項	現時点では、再委託を行っていない。
委託事項3		国税連携/eLTAXの運用管理
①委託内容		国税連携/eLTAXの使用におけるASPサービスの利用
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業者の申告者
	その妥当性	地方税共同機構よりLGWAN回線により伝送されるため、情報の詐取・改ざんを防止できる。また、情報は既に電子化されているので、データ作成等の自治体の業務を縮小できる。
③委託先における取扱者数		[ 50人以上100人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
⑤委託先名の確認方法		松戸市情報公開条例に基づく開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	委託契約に基づき再委託等を禁止し、業務の処理を第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないと定めている。
	⑨再委託事項	現時点では、再委託を行っていない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( 57 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 37 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法第19条第7号別表第二第4欄に掲げる特定個人情報(地方税関係情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. 基本情報③の範囲と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先2	1. 厚生労働大臣(日本年金機構) 2. 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 3. 地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項、第321条の7の8第3項
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨及び徴収しない旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	高齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に送付する。
提供先4	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づく、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時

提供先5	他の市町村の長
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第294条第3項
②提供先における用途	住民登録外課税者に対する住民税賦課の取消及び確認
③提供する情報	地方税法第294条第3項に基づく該当者の氏名、生年月日、課税年度等
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第294条第3項の規定によって、本市が個人住民税を課する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に送付する。
移転先1	番号法第9条第1項別表第一及び松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	別紙2及び別紙2の2の第4欄に掲げる事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者及びその被扶養者等
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 庁内共通連携基盤システムとの連携により移転 )
⑦時期・頻度	庁内共通連携基盤システムにより特定個人情報の提供依頼がある都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>1. 税総合システム(税務システムと同義)における措置 生体認証により立入制限がされた管理区域においてサーバを保管する。</p> <p>2. 紙及び媒体における措置 施錠された保管庫に保存している。</p> <p>3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 庁内共通連携基盤システムはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップもデータセンターのサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。</p> <p>4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>5. 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)のサーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。外部からのアクセスは総合行政ネットワーク(LGWAN)のみ許可している。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。
③消去方法		<p>保管期間が経過した特定個人情報については、年に1回消去処理を実行する。</p> <p>1. 紙及び媒体における措置 (1) 特定個人情報を記載した書類の廃棄については、一般ごみと分別処理を行うなど、本市の機密ごみの廃棄ルールに従って処理する。また、外部業者による処理の場合は、セキュリティに関する覚書等を取り交わし、溶解証明書等の提出を義務付ける。 (2) 媒体の場合は複数の職員で消去していることを確認する。</p> <p>2. 税総合システムにおける措置 (1) データをシステム上で消去する。</p> <p>3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は、保管期間を経過若しくはシステムを圧迫するような状況となった場合のみ、システム管理部門の管理・指示により消去する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、庁内共通連携基盤の保守事業者により、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して、完全に消去する。</p> <p>4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		
—		



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

◆宛名

1. 宛名 2. 宛名送付先\_全件 3. 納組口座 4. 納組口座予定

◆軽自動車税

1. 軽自 2. 軽自課税マスタ 3. 軽自減免 4. 軽自削除 5. 軽自収納管理 6. 軽自備考履歴 7. 軽自弁償金納付書

◆個人住民税

1. MT給報 2. MT給報メモ 3. メモ単年 4. メモ通年 5. 課税 6. 課税仮更新 7. 課税合算表示用 8. 課税対象者 9. 課税対象者メモ 10. 課税対象者履歴 11. 課税特徴月別 12. 課税履歴 13. 期別 14. 期別仮更新 15. 期別履歴 16. 資料 17. 資料その他氏名 18. 資料メモ 19. 資料国税連携データ 20. 資料国税連携補記データ 21. 資料電子給報 22. 資料電子年報 23. 資料電子法定調書3010 24. 資料電子法定調書3020 25. 資料電子法定調書3090 26. 資料電子法定調書3590 27. 資料電子法定調書回送対象者 28. 資料年金報告 29. 資料履歴 30. 年金特別徴収対象者情報 31. 年金特別徴収対象者情報履歴 32. 年金特別徴収通知情報 33. 年特通番管理 34. 納通管理 35. 扶養は正情報 36. 住民マーケティング

◆固定資産税・都市計画税

1. 土地課税 2. 土地画地 3. 土地現況 4. 土地現況メモ 5. 土地控除 6. 土地地番 7. 土地登記 8. 土地登記メモ 9. 土地評価 10. 土地分割 11. 土地名義 12. 家屋階層 13. 家屋現況 14. 家屋現況メモ 15. 家屋現況階層 16. 家屋控除 17. 家屋地番 18. 家屋登記 19. 家屋登記メモ 20. 家屋評価 21. 家屋分割 22. 家屋名義 23. 償却サマリ 24. 償却控除 25. 償却現況 26. 償却事業所台帳 27. 償却事業所台帳メモ 28. 償却所在地 29. 償却所在地メモ 30. 償却税理士 31. 償却増加 32. 償却耐用年数 33. 償却配分 34. 償却名寄 35. 償却明細 36. 共有基本 37. 共有基本メモ 38. 区分所有 39. 区分所有メモ 40. 区分所有名称 41. 控除設定 42. 証明発行管理 43. 人的控除 44. 通番管理 45. 賦課宛名基本 46. 賦課宛名個別 47. 賦課異動対象 48. 賦課基本メモ 49. 賦課物件 50. 法務局入力 51. 賦課基本

◆収納管理

1. OCRデータ 2. OCRデータ\_収入明細用 3. かな変換 4. コード管理 5. コード管理\_EE 6. コード詳細 7. コード詳細\_EE 8. コンビニ確報エラーリスト 9. コンビニ確報データ 10. コンビニ確報延滞金確認リスト 11. コンビニ確報累積データ 12. コンビニ速報データ 13. コンビニ速報累積データ 14. その他調査 15. レセプト 16. 宛名コード切替履歴 17. 按分率 18. 医療区分 19. 延滞金減免除 20. 延滞金減免除税目 21. 延滞金減免除中間 22. 完納分削除事象マスタ 23. 完納分削除対象 24. 換価猶予 25. 換価猶予税目 26. 管理票 27. 還付者一覧 28. 還付者一覧\_充当無 29. 還付者一覧\_充当有 30. 還付通知書 31. 還付通知書\_排他管理 32. 還付通知書\_排他管理\_保管分 33. 還付通知書\_保管分 34. 還付通知書番号管理 35. 還付通知書番号管理\_保管分 36. 還付汎用 37. 還付番号管理 38. 還付番号管理\_保管分 39. 還付明細 40. 還付明細\_保管分 41. 関連付け 42. 義務者別担当者 43. 繰上徴収 44. 繰上徴収税目 45. 携帯調査 46. 計画実績 47. 計画実績\_異動分 48. 減額更正還付者一覧 49. 減免後延滞金税目 50. 個人情報 51. 個人別発送履歴 52. 交付要求 53. 交付要求その他財産 54. 交付要求その他財産変更履歴 55. 交付要求マンション 56. 交付要求マンション階表示 57. 交付要求マンション階表示変更履歴 58. 交付要求マンション変更履歴 59. 交付要求家屋 60. 交付要求家屋階表示 61. 交付要求家屋階表示変更履歴 62. 交付要求家屋変更履歴 63. 交付要求権利者 64. 交付要求権利者変更履歴 65. 交付要求執行機関 66. 交付要求税目 67. 交付要求税目変更履歴 68. 交付要求土地 69. 交付要求土地変更履歴 70. 交付要求付属屋 71. 交付要求付属屋変更履歴 72. 交付要求敷地権 73. 交付要求敷地権変更履歴 74. 交付要求変更履歴 75. 交付要求弁護士 76. 公売その他財産 77. 公売その他財産変更履歴 78. 公売マンション 79. 公売マンション変更履歴 80. 公売家屋 81. 公売家屋変更履歴 82. 公売電話 83. 公売電話変更履歴 84. 公売土地 85. 公売土地変更履歴 86. 更正課税確認 87. 高額医療 88. 国保還付額内訳 89. 国保還付額内訳\_保管分 90. 国保更正確認一覧 91. 国保充当額内訳 92. 国保充当額内訳\_保管分 93. 国保所得控除資料発行履歴 94. 差押その他 95. 差押その他財産 96. 差押その他財産変更履歴 97. 差押その他変更履歴 98. 差押マンション 99. 差押マンション階表示 100. 差押マンション階表示変更履歴 101. 差押マンション変更履歴 102. 差押家屋 103. 差押家屋階表示 104. 差押家屋階表示変更履歴 105. 差押家屋変更履歴 106. 差押還付金 107. 差押還付金変更履歴 108. 差押給与 109. 差押給与変更履歴 110. 差押共通 111. 差押共通変更履歴 112. 差押権利者 113. 差押権利者変更履歴 114. 差押債権等 115. 差押債権等変更履歴 116. 差押持分出資金 117. 差押生命保険 118. 差押生命保険変更履歴 119. 差押税目 120. 差押税目変更履歴 121. 差押電話 122. 差押電話変更履歴 123. 差押電話明細 124. 差押電話明細変更履歴 125. 差押土地 125. 差押土地 126. 差押土地変更履歴 127. 差押不動産 128. 差押不動産変更履歴 129. 差押付属屋 130. 差押付属屋変更履歴 131. 差押敷地権 132. 差押敷地権変更履歴 133. 差押預貯金 134. 差押預貯金変更履歴 135. 財務会計連携\_排他管理 136. 財務会計連携データ\_13204 137. 財務会計連携データ\_中間\_13204 138. 財務会計連携データ\_累積\_13204 139. 指定番号修正依頼発行履歴 140. 事象 141. 時効中断停止 142. 時効中断停止税目 143. 時効予定日入力 144. 時効予定日入力税目 145. 執行停止 146. 執行停止税目 147. 取込中間テーブル 148. 取込中間テーブル\_MPN 149. 取込中間テーブル\_振替 150. 取込中間テーブル\_特徴 151. 取込中間テーブル\_特徴MT 152. 取込中間テーブル\_年特 153. 充当票ワーク 154. 充当明細 155. 充当明細\_保管分 156. 処理てん末 157. 処理状況管理 158. 所有権移転納税者 159. 承認 160. 消込結果 161. 証明書停止 162. 生保調査 163. 税額期別 164. 税額期別\_異動分 164. 税額期別\_異動分 165. 税額期別\_仮徴収 166. 税額期別\_退避分 166. 税額期別\_退避分 167. 税額期別\_保管分 168. 税額更正履歴\_確認リスト用 169. 税額通知書 170. 税額通知書\_異動分 171. 税額通知書\_仮徴収 172. 税額通知書\_欠損分\_時効 173. 税額通知書\_欠損分\_執行停止 174. 税額通知書\_退避分 175. 税額通知書\_保管分 176. 税額通知書\_枝番付様分コード付 177. 税額変更履歴 178. 税額変更履歴\_仮徴収 179. 税額変更履歴\_保管分 180. 前回確報取込結果 181. 前回速報データ取込結果 182. 前回納付書取込結果 183. 前回納付書取込結果\_年特 184. 前処理コンビニ確報データ 185. 前処理コンビニ速報データ 186. 全納チェック中間テーブル 187. 他業務電話 188. 担保その他 189. 担保マンション 190. 担保マンション階表示 191. 担保家屋 192. 担保家屋階表示 193. 担保土地 194. 担保付属屋 195. 担保敷地権 196. 貯金調査 197. 帳票備考欄管理 198. 帳票用連絡先 199. 徴収猶予 200. 徴収猶予セットアップ 201. 徴収猶予税目 202. 調査マンション 203. 調査マンション階表示 204. 調査家屋 205. 調査家屋階表示 206. 調査還付 207. 調査給料 208. 調査共通 209. 調査携帯 210. 調査生保 211. 調査定型文 21

2. 調査電話 213. 調査土地 214. 調査付属屋 215. 調査敷地権 216. 調査文言表示 217. 調査預貯金 218. 追徴延滞金 219. 通番発送履歴 220. 特記履歴 221. 特徴個人更正履歴 222. 特徴個人税額 223. 特徴個人税額\_異動分 224. 特徴自動充当中間テーブル 225. 特徴納入データ 226. 特徴納付サービス\_累積 227. 督促引抜 228. 督促告停止 229. 督促告停止税目 230. 読取\_MPNEラー 231. 読取\_MPNNワーニング 232. 読取\_アンマッチ 233. 読取\_延滞金のみ納付 234. 読取\_金額不一致 235. 読取\_収入明細 236. 読取\_全納チェック 237. 読取\_特徴自動充当 238. 読取\_特徴納入明細 239. 読取\_翌年度課税 240. 納期特例 241. 納期特例税目 242. 納税証明書発行履歴\_13204 243. 納税証明書発行履歴明細\_13204 244. 納付区分変換 245. 納付受託 246. 納付受託計画 247. 納付受託税目 248. 納付受託明細 249. 納付書エラーリスト 250. 納付書更正履歴 251. 納付書取込\_排他管理 252. 納付書振替集計 253. 納付書振替集計\_帳票用 254. 納付書発行履歴 255. 納付書変更履歴 256. 納付書変更履歴\_保管分 257. 納付書履歴 258. 納付書履歴\_退避分 259. 納付書履歴\_保管分 260. 納付書履歴メモ 261. 納付書履歴中間 262. 配当 263. 配当割譲渡割異動データ 264. 配当割譲渡割還付データ取込履歴 265. 配当割譲渡割還付明細 266. 配当割譲渡割還付戻入履歴 267. 配当割譲渡割財務会計連携明細 268. 配当者 269. 配当者変更履歴 270. 配当変更履歴 271. 配当明細 272. 配当明細変更履歴 273. XX発行履歴 274. 不納欠損 275. 不納欠損\_即時分 276. 不納欠損\_保管分 277. 不納欠損税目 278. 不納欠損税目\_即時分 279. 不納欠損税目\_保管分 280. 賦課口座要件 281. 賦課更正情報 282. 賦課収納連携 282. 賦課収納連携 283. 賦課収納連携制御 284. 賦課収納連携履歴 285. 分納誓約 286. 分納誓約計画 287. 分納誓約税目 288. 変換前配当割譲渡割還付データ 289. 変換前編集後OCRデータ 290. 抹消分税額期別 291. 抹消分税額期別\_保管分 292. 抹消分税額通知書 293. 抹消分税額通知書\_保管分 294. 予定者 295. 預金調査 296. 累積不一致 297. 口座振替委託者管理 298. 口座振替作成条件 299. 口座振替収納日設定 300. 口座振替集計 301. 口座振替対象者 302. 口座振替対象者管理 303. 口座振替対象者管理\_移行時 304. 口座振替対象者管理\_分納 305. 口座振替媒体作成 306. 口座振替履歴管理 307. 全税目分口座振替結果 308. 特徴口座振替委託者管理 309. 特徴口座振替作成条件 310. 特徴口座振替収納日設定 311. 特徴口座振替集計 312. 特徴口座振替対象者管理 313. 特徴口座振替履歴管理

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税総合情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 (1) 窓口での申請書等の受付の場合は記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。 (2) 窓口での個人番号カードその他本人確認書類の確認を厳格に取扱職員に行わせる。 2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 (1) 審査システム(eLTAX)・国税連携システム(eLTAX)等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報と手順書に基づいたバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。 (2) 本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する。 (3) 審査システム(eLTAX)では、申告等の手続を行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。国税連携システム(eLTAX)で所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が本市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 申告・申請又は届出等情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。また、システムにおいても必要な情報以外入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 2. 庁内データ連携は業務上必要な項目のみとすることをシステム上担保する。 3. 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 届出・申請等の際に記載する書類には使用目的の記入項目があり、入手元が使用目的を認識しながら、記載できるようにしている。 2. 照会と登録は業務システム端末からのアクセスするのみで、利用者も制限されるため、それ以外の方法でのアクセスはできないシステムとして担保する。 3. 申告・申請又は届出等情報の受付は、本市施設内又は郵送としている。また、申告書等については本市を送付先とすることで、詐取・奪取を防止している。 4. 審査システム(eLTAX)からの入手分について、申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 5. 国税連携システム(eLTAX)からの入手分について、特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1. 窓口において、対面で本人確認資料の提示を受け、本人確認を行う。  (1)本人確認書類A(注1)から1点(保有していない場合は本人確認書類B(注2)から2点、又は本人確認書類Bと本人確認書類C(注3)を1点ずつ)確認する。  (注1)官公署が発行した写真付の本人確認書類A(個人番号カード等)  (注2)官公署が発行した写真なしの本人確認書類B(国民健康保険証等)  (注3)その他、本人の名前が確認できる書類C(学生証、社員証等)</p> <p>2. 審査システム(eLTAX)からの入手分については、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</p> <p>3. 国税連携システム(eLTAX)からの入手分については、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1. 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。</p> <p>2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて課税対象者と合致するかを確認している。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)又は国税連携システム(eLTAX)からの入手分については、税務システムは宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1. 入手された情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</p> <p>2. システムへの入力・修正・削除を行う際は入力内容に誤りがないようダブルチェックを行っている。</p> <p>3. 収集した資料により入手した情報に変更が生じた場合は、職権で適宜修正している。</p> <p>4. 審査システム(eLTAX)からの入手分については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</p> <p>5. 国税連携システム(eLTAX)からの入手分については、正確性の確保は特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 窓口での收受は、対面で行う。</p> <p>2. 地方税ポータルシステムによる入手は、パスワード管理により特定の職員以外が使用できない仕組みであり専用回線・専用機での作業により情報漏えい・紛失を防いでいる。</p> <p>3. 庁内データ連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用している。</p> <p>4. 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p> <p>5. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1. 個人番号利用事務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 2. 個人番号利用事務以外の業務から要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないよう連携構築し、アクセス制御をする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1. 適切なアクセス制御を講じることで、必要な個人番号にのみアクセスできるようにする。 2. 適切なアクセス制御を講じることで、必要な情報にのみアクセスできるようにする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ユーザIDによる識別と生体認証による本人認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 2. システムを利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 3. 不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発効管理 (1) アクセス権限と業務の対応表を作成する。 (2) 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、各所属長が業務に必要なアクセス権限のみを申請する。 (3) 申請に対して、システムの管理者が確認の上、アクセス権限を付与する。 2. 失効管理 (1) 権限を有していた職員等の異動退職情報を確認し、異動退職があった際は、各所属長が当該IDの失効を申請する。その申請に基づき、システムの管理者は、速やかに失効処理をする。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 共用ユーザIDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 2. 失効時にはシステムの権限だけでなく、端末にログインするためのアカウントも停止させる。 3. 新たなシステムや機能が発生した場合には定期的に権限管理を見直すとともに、発生しない場合でも最低四半期に一度は各所属長が管理テーブルを確認する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録する。) 2. 一括処理や自動実行等による処理についても、処理記録を管理する。 3. 定期的に、記録事項に問題がないか点検する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。また、システムの操作者を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. システムのログインに対し、生体認証を実施する。 2. 職員等を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 3. 他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等について、情報共有し、対策状況を確認する。 4. システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消を申請するよう各所属長に周知する。 5. 個人情報に記載されている印刷物は、施錠できるキャビネットに保管し、廃棄時は本市の機密ごみの廃棄ルールに従って処理する。また、外部業者による処理の場合は、セキュリティに関する覚書等を取り交わし、溶解証明書等の提出を義務付ける。 6. 機密性の高い情報を電子メールにより送信することを原則禁止とする。 7. 端末に対するUSBメモリの使用及びUSB機器の接続制限をする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1. 「機密情報の取扱いに関する覚書」を取り交す。 2. 外部委託業者の選定に際しては松戸市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者の個人情報保護管理体制の体制が適切かどうかを事前に確認する。 3. 個人情報の保護に関する規程、組織的安全確認管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置、物理的安全管理措置、利用者の認証、許可、操作ログの記録方法等を確認し、水準に満たない業者とは委託契約を交わさない。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	1. 委託業務に係る実施体制の提出を義務付ける。 2. 委託業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 3. 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	システムにより作業者及び作業内容の操作ログを記録する。なお、操作ログ保持期間は最低1年間とする。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 委託契約に基づき電子情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止する。 2. 個人情報等の管理状況等について、随時報告を求め、調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 委託契約に基づき電子情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止する。 2. 個人情報等の管理状況等について、随時報告を求め、調査をする。 3. 市が指定した場所以外へ個人情報等を持ち出す場合には、業務所管課長から、事前に書面で承諾を得る。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 委託契約に基づき、提供した個人情報全てについて消去義務を課す。 2. 委託契約に基づき、特定個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時報告を求め、調査をする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	1. 管理責任者等を含め、人員、業務の管理体制を、あらかじめ文書で提出する。 2. 直接又は間接に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託契約終了後も同様とする。 3. 許可なしにデータを指示目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。 4. 許可なしにデータを複写又は複製してはならない。 5. 必要と認めたときは、委託先に対して業務の処理状況の調査及び報告を求めることができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約に基づき再委託等を禁止し、業務の処理を第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないと定めている。	
その他の措置の内容	委託契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密保持等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>1. 庁内共通連携基盤システムを利用した情報の提供・移転は全て記録を残しており、どのシステムから提供・移転があったかまで記録する。</p> <p>2. 審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者又は公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</p> <p>3. 国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1. 番号法などの法令等に基づく事務以外には提供・移転は行わない。</p> <p>2. 提供及び移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)又は国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、データ作成や情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</p> <p>4. 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)に従って行っている。</p>	
その他の措置の内容	<p>1. 「電算室への出入権限」及び「特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2. 媒体により情報を提供する場合、別途、情報取得依頼票による事前の申請を必要とする。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1. 許可した提供・移転先のみデータを提供・移転する機能を整備し、厳格に管理する。</p> <p>2. 提供・移転に関する運用方法及び手続を明確なものとし、周知する。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)又は国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。</p> <p>4. 提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者ID又は特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。</p> <p>5. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を用いており、データは暗号化をしている。</p> <p>6. 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)に従って行っている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1. データの提供・移転は、管理者権限を付与された者のみが行う。</p> <p>2. 許可された提供・移転先のみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に確認・管理する。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)又は国税連携システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。</p> <p>4. 提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者ID又は特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。</p> <p>5. 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>6. 本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>1. 番号法などの法令等で定められた相手方に対し、提供・移転先に応じた項目のみを提供・移転できる機能をシステム上で構築する。</p>	
<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</p>	
<p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 庁内連携基盤システムによる措置  (1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。  (2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検をする。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  (1) 情報照会機能(注1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (注2) 番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置  (1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。  (2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検をする。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置  (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク(LGWAN))を利用することにより、安全性を確保している。  (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置  入手した情報について、内容の十分な確認を複数名で行う。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置  中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 庁内連携基盤システムによる措置</p> <p>(1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。</p> <p>(2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検をする。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する。(注)</p> <p>(2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>(3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>(4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログオフを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク(LGWAN))を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。</p> <p>(2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。</p> <p>(3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定できるとともにサーバにアクセスできる。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。</p> <p>(2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。</p> <p>(3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定できるとともにサーバにアクセスできる。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) セキュリティ管理機能(注)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>(2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク(LGWAN))を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>(3) 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置</p> <p>(1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、直接ユーザによる情報提供は不可能であり、認証されたシステムからの情報連携のみが可能となっている。</p> <p>(2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。</p> <p>(3) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。</p> <p>(4) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定できるとともにサーバにアクセスできる。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>(2) 情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>(3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(注) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体については、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(4) 本市の保有する特定個人情報の管理を本市のみが行うことにより、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1. 本市における措置</p> <p>(1) 住民からの届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>(2) セキュリティ区域を明確にし、入退室を管理する。</p> <p>(3) 許可された者のみ、定められた方法により電算室への入室を可能とする。</p> <p>(4) 電算室内には生体認証設備及び監視カメラを設置する。</p> <p>(5) バックアップ媒体は、電算室内の施錠管理されている場所で保管する。</p> <p>(6) 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置</p> <p>審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)は認定委託先事業者所有のデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>1. 本市における措置</p> <p>(1) コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新をする。</p> <p>(2) 不正アクセスを防止するため、ファイヤーウォールを設置する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入探知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析をする。</p> <p>(2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新をする。</p> <p>(3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用をする。</p> <p>3. 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置</p> <p>(1) 開発環境と運用環境は分離されており、さらに業務端末と事務用端末も分離されている。</p> <p>(2) アカウントは申請に基づき、データセンターの責任者の承認をもって作成する。</p> <p>(3) 全てのアカウントは毎月一回、利用状況等を点検している。また、アカウントのパスワードは四半期に一度変更している。</p> <p>(4) 外部からのアクセスはLGWANのみ許可している。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	電算室内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法により安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報について、異動等変更事由が発生した場合、各事務システムによる更新及び権限のある職員による更新は、システムにより随時自動更新されるため、古い情報のまま保管されるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	電子媒体データ及び申告書等については、保管期間経過後に適切に処理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<p>1. 事務における措置 年に1回、担当部署内において、評価書の記載内容どおりの運用が行われているか自己点検を実施する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p> <p>3. 国税連携システム(eLTAX)における措置 電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		<p>1. 中間サーバ・プラットフォーム以外における措置 評価対象事務を所管する所管課長は、評価書に記載したとおりに運用がなされていること、その他特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について、随時内部監査を行う。また、管理・運用に問題があると判断された場合は、松戸市情報セキュリティ監理委員会において、さらにシステム及び事業運用について監査を実施する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>3. eLTAXにおける措置 運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<p>1. 本市における措置 (1)情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 (2)松戸市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法により懲戒処分の対象とする。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策		
<p>1. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号 047-366-7107
②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記載し、窓口提出する。
特記事項	—
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松戸市役所 財務部 税制課 電話番号 047-366-7321
②対応方法	問合せの受付時に、その対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月18日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	松戸市ホームページ及び広報まつどにパブリックコメント(意見募集)する旨を記載し、松戸市ホームページ、税制課、行政資料センター及び各支所にて、全文を閲覧できるようにした。意見の提出は、税制課へ持参、郵便、FAX及び電子メールによる。
②実施日・期間	平成27年7月15日から平成27年8月17日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特定個人情報ファイルの取扱いにおける自己点検、監査、職員に対する教育、啓発、同ファイル漏えい対策及び委託の各項目の記載内容を見直すとともにより具体的な記載を求めるものであった。
⑤評価書への反映	なし(意見の内容は今後の参考とする。)
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年8月25日
②方法	松戸市個人情報保護審議会による点検
③結果	地方税に関する事務における特定個人情報保護評価の全項目評価書は、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会制定)に規定する適合性及び妥当性があるものと判断された。ただし、評価実施機関においては、行政機関の長等として、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を抑止するとともに、特定個人情報を適切に管理するため、今後、特定個人情報の漏えい等様々なリスクに対する実効性のある措置、職員及び委託先の研修等人的面での対策を講ずること並びにシステム面でのリスク対策を十分調査し、その成果を確実に事務の実施及びシステムの導入等に反映させ、万全を期するよう配慮されたいとの付帯意見があった。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	



### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I-6-②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	項の追加(85の2)。特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	I-7-②所属長	高木茂人(税制課)、石井常雄(市民税課)、田中稔(固定資産税課)、高橋義和(収納課)	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、渡辺武(固定資産税課)、原義之(収納課)	事後	人事異動による修正。特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供を行っている(59)件 移転を行っている(17)件	提供を行っている(60)件 移転を行っている(37)件	事後	提供先の追加及び別紙2の2を追加したことによる修正。特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	II-5 移転先1	番号法第9条第1項別表第一及び番号法第9条第2項に基づく条例に掲げる者	番号法第9条第1項別表第一及び松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例に掲げる者	事後	条例を制定したことによる修正。特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	II-5 移転先1-①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第9条第1項別表第一及び松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例	事後	条例を制定したことによる修正。特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅲ-5-リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	4. 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)に従って行っている。	4. 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)に従って行っている。	事後	法改正による番号の整備。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	Ⅲ-5-リスク2 リスクに対する措置の内容	6. 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)に従って行っている。	6. 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)に従って行っている。	事後	法改正による番号の整備。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	Ⅲ-7-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生が過去3年以内ではなくなったことにより修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務 提供先No.57	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</li> <li>法令上の根拠(別表第二項番号) 85の2</li> <li>提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>法令上の根拠(別表第二省令) 未制定</li> </ul>	事後	提供先を追加したことによる修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	(別紙2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務 移転先No.5 移転先における用途(別表第一の第二欄に掲げる事務)	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	用途(事務)の追加。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	(別紙2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務 移転先No.12 移転先	保険課 (広域保険担当室)	国民健康保険課 (広域保険担当室)	事後	課名の修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	(別紙2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務 移転先No.12 移転先における用途(別表第一の第二欄に掲げる事務)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	用途(事務)の追加。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	(別紙2の2)松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第1に定める事務	—	新規作成	事後	新規作成。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年1月31日	I-7-①部署	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課	事後	機構改革による修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年1月31日	I-7-②所属長	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、渡辺武(固定資産税課)、原義之(収納課)	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、渡辺武(固定資産税課)、原義之(収納課)、高橋義和(債権管理課)	事後	人事異動・機構改革による修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	II-2-⑥事務担当部署	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課	事後	機構改革による修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年1月31日	II-3-⑦使用の主体 使用部署	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課	事後	機構改革による修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更の対象箇所ではあるが、形式的な変更のため重要な変更には当たらない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年7月31日	I-6-②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条</p>	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	事後	<p>1. (1) 項の追加(38、119)。 項の削除(117、120)。</p> <p>1. (2) 条の追加(第24条、第24条の2、第24条の3、第26条の3、第31条の2、第31条の3、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第49条の2、第59条の2、第59条の3)。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I-7-②所属長	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、渡辺武(固定資産税課)、原義之(収納課)、高橋義和(債権管理課)	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、日暮正男(固定資産税課)、原義之(収納課)、高橋義和(債権管理課)	事後	人事異動による修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年7月31日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供を行っている(60)件 移転を行っている(37)件	提供を行っている(57)件 移転を行っている(37)件	事後	提供先件数の修正(別紙1を修正したことによる修正。) 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年7月31日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務	提供先No.6 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先No.48 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先No.6 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先No.48 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先における用途の字句の修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務	提供先No.17 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.18 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.20 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.21 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.23 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.26 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.27 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.39 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.41 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.45 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定 提供先No.54 法令上の根拠(別表第二省令) 未制定	提供先No.17 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第22条の3 提供先No.18 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第22条の4 提供先No.20 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第24条の2 提供先No.21 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第24条の3 提供先No.23 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第26条の3 提供先No.26 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第31条の2 提供先No.27 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第31条の3 提供先No.39 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第43条の3 提供先No.41 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第44条の2 提供先No.45 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第49条の2 提供先No.54 法令上の根拠(別表第二省令) 省令第59条の2	事後	提供先における法令上の根拠 の修正。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更該当し ない。 また、その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務 付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務	<p>提供先No.55</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先 厚生労働大臣</li> <li>・法令上の根拠(別表第二項番号)117</li> <li>・提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・法令上の根拠(別表第二省令) 未設定</li> </ul> <p>提供先No.56</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先 都道府県知事</li> <li>・法令上の根拠(別表第二項番号)120</li> <li>・提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・法令上の根拠(別表第二省令) 未設定</li> </ul> <p>提供先No.57</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</li> <li>・法令上の根拠(別表第二項番号)85の2</li> <li>・提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・法令上の根拠(別表第二省令) 未設定</li> </ul>	<p>提供先No.55</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先 都道府県知事</li> <li>・法令上の根拠(別表第二項番号)119</li> <li>・提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・法令上の根拠(別表第二省令)省令59条の3</li> </ul> <p>提供先No.56</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</li> <li>・法令上の根拠(別表第二項番号)85の2</li> <li>・提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・法令上の根拠(別表第二省令)省令43条の4</li> </ul> <p>提供先No.57</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会</li> <li>・法令上の根拠(別表第二項番号)38</li> <li>・提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・法令上の根拠(別表第二省令) 省令第24条</li> </ul>	事後	提供先を削除及び追加したことによる修正。 (提供先No.55を削り、No.56をNo.55とし、No.57をNo.56とする。) No.56の次にNo.57を加える。) <p>特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。</p>
平成29年7月31日	(別紙2)番号法第9条第1項 別表第一に定める事務	<p>移転先No.7 子育て支援課</p> <p>移転先No.10 子ども家庭相談課 (母子保健担当室)</p> <p>移転先No.11 子育て支援課</p> <p>移転先No.12 国民健康保険課 (広域保険担当室)</p> <p>移転先No.14 介護保険課</p>	<p>移転先No.7 子育て支援課児童給付担当室</p> <p>移転先No.10 子ども家庭相談課 子ども家庭相談課母子保健担当室</p> <p>移転先No.11 子育て支援課児童給付担当室</p> <p>移転先No.12 国民健康保険課広域保険担当室</p> <p>移転先No.14 介護保険課 高齢者支援課</p>	事後	課名の修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	(別紙2の2)松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第1に定める事務	<p>移転先No.19 子育て支援課  移転先No.25 子育て支援課  移転先No.29 松戸市私立幼稚園就園奨励費補助金等交付規則による私立幼稚園就園奨励費補助金又は私立幼稚園児補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>移転先No.32 子育て支援課  移転先No.35 生活支援一課</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>移転先No.36 介護保険課  高齢者支援課</p>	<p>移転先No.19 子育て支援課児童給付担当室  移転先No.25 子育て支援課児童給付担当室  移転先No.29 松戸市私立幼稚園等就園奨励費等交付規則による私立幼稚園就園奨励費助成金又は私立幼稚園児助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>移転先No.32 子育て支援課児童給付担当室  移転先No.35 生活支援一課  生活支援二課</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>移転先No.36 介護保険課</p>	事後	<p>課名の修正(移転先No.19、25、32、35、36)。  用途(事務)の修正(移転先No.29、35)。</p> <p>特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。  また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。</p>
平成30年7月31日	I-6-②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	事後	<p>省令名の修正。  行政手続における(略)定める省令→行政手続における(略)定める命令  条の追加(第22条の3、第22条の4)。  特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。  また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。</p>
平成30年7月31日	I-7-②所属長	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、日暮正男(固定資産税課)、原義之(収納課)、高橋義和(債権管理課)	田中稔(税制課)、日暮正男(市民税課)、野澤光広(固定資産税課)、原義之(収納課)、鴫田聖(債権管理課)	事後	<p>人事異動による修正。  特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。  また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。</p>



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 基本情報 2 システム2②システムの機能 2 システム3②システムの機能	1. 一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステム	1. 一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステム	事後	団体名称の変更に伴う修正
令和1年6月27日	I 基本情報 7 ② 所属長の役職名	田中稔(税制課)、日暮正男(市民税課)、野澤光広(固定資産税課)、原義之(収納課)、鴫田聖(債権管理課)	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、収納課長、債権管理課長	事後	様式の変更
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 委託事項3-② その妥当性 IV その他のリスク対策 1 ② 監査 具体的な内容	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	団体名称の変更に伴う修正
令和1年6月27日	(別添2)ファイル記録項目	◆固定資産税・都市計画税 25. 償却市境 26. 償却事申 27. 償却事申メモ	◆固定資産税・都市計画税 25. 償却現況 26. 償却事業所台帳 27. 償却事業所台帳メモ	事後	項目名の修正
令和1年6月27日	(別紙2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務	移転先 No.1 幼児保育課 No.17 幼児保育課 No.29 幼児保育課	移転先 No.1 保育課 No.17 保育課 No.29 幼児教育課	事後	課名の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I-6-②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠  (1) 番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)  (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	<p>1. 情報提供の根拠  (1) 番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)  (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p>	事後	<p>項の追加(20、53、117)、  変更(119→120)。  条の追加(第14条、第27条、  第59条の2の2)。  特定個人情報保護評価書指  針(平成28年1月1日)の第6-  2-(2)の重要な変更  に該当しない。  また、その他の項目の  変更であり事前の提出・  公表が義務付けされて  いない。</p>
令和2年7月10日	I-2-システム2-②システムの機能	<p>5. 審査システム(eLTAX)には、以下の機能がある。  (1) 個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p>	<p>5. 審査システム(eLTAX)には、以下の機能がある。  (1) 個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。さらに、寄附金税額控除に係る申告特例通知(ふるさと納税ワンストップ特例通知)を他自治体から受領する。</p>	事後	<p>用途(事務)の追加。  特定個人情報保護評価書指  針(平成28年1月1日)の第6-  2-(2)の重要な変更  に該当しない。  また、その他の項目の  変更であり事前の提出・  公表が義務付けされて  いない。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I-2-システム3-②システムの機能	3. 国税連携システム(eLTAX)には、以下の機能がある。 (1) 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 (2) 他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。	3. 国税連携システム(eLTAX)には、以下の機能がある。 (1) 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 (2) 他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。また、住民登録外課税通知を送付・受領する。	事後	用途(事務)の追加。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
令和2年7月10日	(別添1) 事務の内容(備考)	⑥ ①～⑤により決定した課税内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。	⑥ ①～⑤により決定した課税内容を納税義務者や年金保険者、企業、他自治体へ通知する。	事後	用途(事務)の追加。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
令和2年7月10日	II-3-③ 入手の時期・頻度	税目・資料種別により入手時期が異なる。  ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書 1月31日まで ・事業所税の申告書 翌年の3月15日まで(個人の場合) ・公的年金における特別徴収対象者情報の通知 5月25日まで ・公的年金における特別徴収税額通知の処理結果通知 9月30日まで ・所得税の確定申告書及び市民税・県民税申告書 2月16日から3月15日まで ・法定調書情報 2月及び5月 ・償却資産申告書 1月31日まで  なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば、随時受領している。	税目・資料種別により入手時期が異なる。  ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書 1月31日まで ・事業所税の申告書 翌年の3月15日まで(個人の場合) ・公的年金における特別徴収対象者情報の通知 5月25日まで ・公的年金における特別徴収税額通知の処理結果通知 9月30日まで ・所得税の確定申告書及び市民税・県民税申告書 2月16日から3月15日まで ・法定調書情報 2月及び5月 ・償却資産申告書 1月31日まで ・寄附金税額控除に係る申告特例通知(ふるさと納税ワンストップ特例通知) 1月31日まで ・住民登録外課税通知 該当者が判明した場合に送付する  なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば、随時受領している。	事後	用途(事務)の追加。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
令和2年7月10日	II-4-委託事項1-⑨ 再委託事項	現時点では、再委託を行っていない。	再委託している。	事後	用途(事務)の変更。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	Ⅱ-4-委託事項3-② その妥当性	地方電子化協議会よりLGWAN回線により伝送されるため、情報の詐取・改ざんを防止できる。また、情報は既に電子化されているので、データ作成等の自治体の業務を縮小できる。	地方税共同機構よりLGWAN回線により伝送されるため、情報の詐取・改ざんを防止できる。また、情報は既に電子化されているので、データ作成等の自治体の業務を縮小できる。	事後	組織名の変更
令和2年7月10日	Ⅱ-5-提供先5	—	新規作成	事後	新規作成。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (別表第二項番号)	提供先における用途 (別表第二の第二欄に掲げる事務)	法令上の根拠 (別表第二省令)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第1条
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第2条
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第3条
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第4条
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第6条
6	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第7条
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第8条
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第10条
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第12条
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第13条
10	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第14条
11	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第16条

12	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第19条
13	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第20条
14	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第21条
15	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	未制定
16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第22条
17	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第22条の3
18	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第22条の4
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第23条
20	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第24条の2
21	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第24条の3
22	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第25条
23	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第26条の3
23	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第27条
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第28条

25	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第31条
26	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第31条の2
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第31条の3
28	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第32条
29	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第33条
30	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第34条
31	都道府県知事又は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第35条
32	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第36条
33	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第37条
34	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害児手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第38条
35	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第39条
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	71	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	未制定
37	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第40条
38	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第43条

39	厚生労働大臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第43条の3
40	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第44条
41	厚生労働大臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第44条の2
42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第45条
43	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第47条
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第49条
45	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第49条の2
46	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第50条
47	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第51条
48	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第53条
49	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第54条
50	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第55条



51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第58条
52	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第59条
53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	未制定
54	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第59条の2
54	市町村長	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第59条の2の2
55	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第59条の3
56	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第43条の4
57	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	省令第24条

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (別表第一項番号)	移転先における用途 (別表第一の第二欄に掲げる事務)
1	保育課 障害福祉課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
2	障害福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
3	生活支援一課 生活支援二課	15	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
4	住宅政策課	19	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
5	国民健康保険課	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
6	障害福祉課	34	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
7	子育て支援課児童給付担当室	37	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
8	高齢者支援課	41	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
9	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
10	子ども家庭相談課 子ども家庭相談課母子保健担当室	49	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

11	子育て支援課児童給付担当室	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	国民健康保険課広域保険担当室	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	生活支援二課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	介護保険課 高齢者支援課地域包括ケア推進担当室	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	健康推進課 国民健康保険課	76	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	保育課	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2の2) 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例  
第4条第1項別表第1に定める事務

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (項番号)	移転先における用途 (別表第1に掲げる事務)
18	健康推進課 国民健康保険課	1	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査又は特定健康指導に関する事務であって規則で定めるもの
19	子育て支援課児童給付担当室	4	松戸市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
20	障害福祉課	5	松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例によるねたきり身体障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

21	障害福祉課	6	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
22	障害福祉課	7	松戸市難病者援護金支給条例による難病者援護金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
23	介護保険課 障害福祉課	10	松戸市高齢者・障害者住宅増改築等資金貸付規則による住宅の増改築等に必要な資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
24	介護保険課 障害福祉課	13	松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
25	子育て支援課児童給付担当室	15	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
26	障害福祉課	16	松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
27	介護保険課	17	松戸市緊急時通報システム利用規則による緊急通報装置の貸与及び緊急時通報システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの
28	介護保険課 障害福祉課	18	松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
29	幼児教育課	19	松戸市私立幼稚園等就園奨励費等交付規則による私立幼稚園就園奨励費助成金又は私立幼稚園児助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
30	障害福祉課	20	松戸市難聴児補聴器購入費助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
31	障害福祉課	22	松戸市中心身障害者自動車燃料助成要綱による燃料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
32	子育て支援課児童給付担当室	23	松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

33	障害福祉課	24	松戸市精神障害者医療費助成要綱による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
34	障害福祉課	29	松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
35	生活支援一課 生活支援二課	31	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
36	介護保険課	32	介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
37	障害福祉課	33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの